

いましてぐ 1000円に

-最賃答申出そろう 広島はわずか844円-



ひろしま

郵政産業労働者ユニオン
広島支部(広島郵便局内)
支部メールアドレス
piwu_hiroshima@yahoo
.co.jp

7月より中央最低賃金審議会(最賃審、厚生労働相の諮問機関)で、今年の最低賃金額についての審議が始まりました。郵政産業ユニオンも、7・8月には各地で最賃闘争を展開してきたところです。

先日、全国の最低賃金額の答申が出そろいました。広島県は「時間額844円」で、これは現行の広島県最低賃金(818円)をわずか26円引き上げただけのものです。ちなみに改正決定の効力発生日は2018年10月1日です。最低賃金とは「最低賃金法」にもとづき国が賃金の最低限

度を決めるもので、企業はそれ以上の賃金を支払わなければならないというものです。日本の最低賃金の低さは国際的な水準に比べても問題です。フランス1326円、ドイツ1201円、イギリス1103円、そして日本よりはるかに物価が安い韓国では2020年には1000円をめざす、としています。



また、深刻なのは、今回の目安では、地域の賃金格差がますます拡大することです。東京が27円引き上げて985円になるのに対し、高知・佐賀などの8県は23円アップの760円にしかありません。開きは17年度の221円から225円へとさらに広がります。フルタイ

郵政20条裁判

東日本第5回高裁控訴審
9月25日(火) 東京高裁
西日本第2回高裁控訴審
10月19日(金)

大阪高裁

ム労働で計算すると年収で40万円以上の違いになります。全国に展開するチェーン店やコンビニエンスストアでは、どこでも同じ仕事をしているのに、賃金に差があるのは不合理です。

郵政ユニオンは9月3日付で「時給制契約社員の最低賃金引上げに関する要求書」をグループ各社に提出し、交渉をもとに郵政で働く時給制契約社員的大幅賃金引上げを求めていきます。今年度の郵政最賃は「全国加重平均を下回らないようにすること」を要求項目として提出しました。

2018年9月3日
郵政ユニオン 交第1号

日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長 長門 正貢 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

時給制契約社員の最低賃金引き上げに関する要求書

(抜粋)

2018年度の地域別最低賃金は、8月10日、すべての地方最低賃金審議会の答申が出そろいました。今年の改定の目安には、地域間格差の縮小に大きな期待が寄せられていました。

しかし、小委員会報告のなかでは、地域間格差問題については触れられず、重視されたのは「働き方改革実行計画」や「骨太方針2018」などに盛り込まれた「年率3%引上げ」の政府方針で、示された目安は、A ランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円で、最高は東京の985円、最低は鹿児島の760円となり、格差は今年の221円から4円広がり225円となりました。

2009年の制度改正によって、現在の郵政最賃は法定最賃（地域最賃）を10円単位に切り上げたうえで、20円を加算した額となっています。今年度で見れば最高の東京が1,010円、最低はDランクの770円でその格差は220円となります。安定的な事業運営を確保するためには何よりも期間雇用社員の確保が不可欠です。郵政ユニオンはそのために、地域間格差を是正し、全国どこでも8時間働けば人間らしく生活できる賃金を確立することが必要であると考えます。郵政で働く時給制契約社員の厳しい生活実態を直視し、また深刻な要員不足からくる長時間過密労働を解消するためにも、以下のとおり要求を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

記

1. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1,000円以上にすること
2. 現行の郵政最低賃金制度の下で生じる地域間格差を是正するため、郵政最賃は今年度の全国加重平均を下回らないようにすること。また、そのための制度の見直しを行うこと
3. 期間雇用社員・アソシエイト社員の区分別、男女別人数を明らかにすること
4. 年間収入のダウンとなる勤務時間、勤務日数の削減は行わないこと

以上